

【利用者負担に関する Q&A】

Q. 利用者負担上限月額はどうに決定していますか？

A. 利用者負担上限月額は世帯における市民税所得割額の合計金額により判断します。

そのため、他市町からの転入や、住民票が他市町にある等の理由により、松阪市で市民税所得割額が把握できない場合は、マイナンバーの提示もしくは市民税所得割額が確認できる書類が必要です。

Q. 複数のサービスや事業所を利用している場合、利用者負担額はどのような扱いになりますか？

A. 複数のサービスや事業所を利用している場合においては、それぞれの事業所に掛かる利用者負担の合計が、利用者負担額となります。

このため、ひと月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過されることが予想される場合は、利用者負担の上限額の管理が必要となります。この上限額管理事務はサービス事業所が行うこととなりますので、サービス事業所に利用者上限額の管理事務を依頼してください。

ただし、障害福祉サービスと障害児通所支援など異なる制度間での調整は行うことができないため、それぞれ利用者負担額を負担していただいた後に高額障害福祉サービス等給付費として費用を償還します。

Q. 障害福祉サービス等を利用する際に、利用者負担以外にお金はかかりますか？

A. サービスによって、昼食代、おやつ代、消耗品代、ガソリン代（福祉有償運送利用時）等の実費が発生します。実費に関してはサービスごと・事業所ごとに金額等が異なっているため、各事業所にご確認ください。

Q. 有効期間の途中で利用者負担上限月額の見直しはできますか？

A. 市民税所得割額の年度の切り替わりは毎年 7 月 1 日に行われますので、切り替わり以降に利用者負担上限月額の見直しを行うことができます。

見直しの際には障がい福祉課にて申請が必要となり、申請日の翌月から変更となります。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月から変更となります。

Q. 配偶者が単身赴任をしている場合はどのような扱いになりますか？

A. 単身赴任をしている配偶者も同一世帯の扱いになり、市民税所得割額の確認をさせていただきます。

Q. 離婚協議中等の理由により、籍は外れていないが別居している場合はどのような扱いになりますか？

A. 単身赴任をしている場合と同様の扱いになり、配偶者等の市民税所得割額の確認をさせていただきます。世帯構成に変動等があった際には、すみやかに申請する必要があります。

Q. 前年に外国に居住しており、市民税所得割額の情報が無い場合には、どのような扱いになりますか？

A. 一般 1（障害者：9,300 円、障害児：4,600 円）として扱います。